

聖籠町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月14日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第4号

聖籠町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例

聖籠町老人福祉センター設置条例（昭和57年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表生きがい型デイサービスとして利用する場合の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。